

群馬大学医学部附属病院医療放射線安全管理委員会規程

令和 2. 4. 7 制 定  
改正 令和 4. 10. 1

(設 置)

第1条 群馬大学医学部附属病院診療用放射線の安全利用のための指針第5条に基づき、群馬大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に、群馬大学医学部附属病院医療放射線安全管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、本院における診療用放射線の安全な利用を管理し、医療事故の防止を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 放射線診療のプロトコール管理
- (2) 放射線診療における医療従事者及び患者への被ばく管理
- (3) 放射線診療従事者の教育訓練
- (4) その他診療用放射線管理に関して必要な事項

(組 織)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 病院長
- (2) 医療放射線安全管理責任者
- (3) 放射線診断核医学科長及び放射線治療科長
- (4) 看護部長
- (5) 放射線部副部長
- (6) 診療放射線技師長
- (7) 診療放射線技師 若干名
- (8) 中央診療部及び血管造影室の看護師長 各1名
- (9) 内科系及び外科系の診療科の医師 各1名
- (10) 医療の質・安全管理部長
- (11) 事務部長
- (12) その他委員長が必要と認めた者

2 前項第7号、第9号及び第12号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第4条第2号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員会は、原則として年に1回開くものとする。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞くことができる。

第8条 委員会に、線量管理業務の円滑な運営を図るため、必要に応じて作業チーム（CT管理チーム・核医学管理チーム・IVR管理チーム等）を置くことができる。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、昭和地区事務部各課の協力を得て、総務課において処理する。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は、病院運営会議の議を経て、病院長が行う。ただし、法令等に基づく条文の整備又は所掌事務を遂行するために必要な改正、その他軽微な改正に関しては、会議への付議を省略することができる。

附 則

この規程は、令和2年4月7日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和4年10月1日から施行する。